

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成29年12月25日 20時20分ごろ
発生場所	山口県下関市下関漁港 小瀬戸導灯（後灯）から真方位098° 850m付近 （概位 北緯33° 56.9′ 東経130° 55.1′）
事故の概要	漁船第二やまぐち丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成30年3月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二やまぐち丸、60トン
船舶番号、船舶所有者等	135458、株式会社下関漁業
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船員室等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか9人（日本国籍6人、インドネシア共和国籍3人）が乗り組み、沖合底びき網漁の操業を終え、平成29年12月25日20時00分ごろ、下関漁港に入港して岸壁に左舷着け係留し、活魚の水揚げを行った後、鮮魚の水揚げを行う22時ごろまでの間、乗組員6人が一旦解散し、船長ほか3人の乗組員及び運航管理者が在船していた。</p> <p>船員室に降りようとした乗組員（以下「乗組員A」という。）は、20時20分ごろ船員室から煙が出ているのを発見した。</p> <p>運航管理者は、乗組員Aが船員室の排煙をする目的で上甲板上のエスケートランクを開放しているのに気づき、他の乗組員に発煙元を確認させようとしたものの、船員室の階上となる食堂まで煙が充満してきたので、船員室への入室は危険と判断し、密閉消火を行おうと機関長に船員室への通風遮断を指示し、エスケートランク及び食堂扉の閉鎖を行って待避した後、119番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した消防隊員の消火活動により鎮火した。</p> <p>本船は、船首部の上甲板上に調理室及び食堂、その上層に操舵室となる船首楼が設けられ、調理室及び食堂の階下が船員室となっていた。</p> <p>本船は、船員室中央に配置された2段ベッド付近の焼損が激しく、同ベッド下段の畳が焼損していた。</p> <p>本船は、船員室での喫煙を許可していた。</p>

分析	本船は、係留中、船員室の2段ベッドの下段付近から出火したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、係留中、船員室の2段ベッドの下段付近から出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・喫煙及び火気の使用が許可されている船員室には、火災警報装置を設置することが望ましい。